

木造住宅の無料耐震診断のご案内

あわせて耐震改修に必要な概算費用を算出します

東近江市では、あなたの木造住宅に耐震診断員（建築士）を派遣し、無料で耐震診断をする事業を実施しています。また、耐震診断の結果、※上部構造評点が0.7未満の場合は、耐震改修に必要な概算費用を無料で算出する事業を実施しています。

※上部構造評点・・・建物の耐震性を評価した点数

対象となる木造住宅は

- ・東近江市内にあること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され現に完成していること
- ・延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること
- ・階数が2以下で、かつ、延べ面積が300㎡以下であること
- ・木造軸組工法（在来工法）で、枠組壁工法・丸太組工法でないこと
- ・国土交通大臣等の特別な認定を得た工法（プレハブ等）による住宅でないこと
- ・関係する法律等を遵守して建築及び使用されている住宅であること

申込方法は

所定の申込書に必要な書類を添付して住宅課までお申込みください。申請には認印が必要です。（様式は、東近江市ホームページからダウンロードできます。）

申込期限は、令和7年9月30日（火）までです。ただし、予定数に達した場合や、診断依頼先の状況等により終了が早まる場合がありますので、事前にお問い合わせください。※申込書類は裏面に記載しています。

注意事項

- 1 申込み1件につき1棟の事業実施です。
- 2 住宅の一部または全部に法令違反のある住宅は診断対象外です。
- 3 この無料耐震診断の事業は、診断をした木造住宅の現状を把握し、耐震改修による耐震化の向上を目的としています。

そのため、診断結果により一定の耐震性が不足すると判定された木造住宅について、その状況が改善されるまで、行政による継続的なフォローアップ（助言・指導）の対象となる場合がありますので、耐震改修の実施を検討していることを前提にお申込みいただきますようお願いいたします。

※平成18年度以降にこの事業による耐震診断を受け、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅については、耐震改修に必要な概算費用の算出（補強案作成）を申し込むことができます。

※概算費用の算出は、診断結果に基づき最低限必要な補強箇所を計算し、全国的な平均額で算出したもので、経費等は含まれていません。実際の耐震改修には、精密診断・補強設計が必要となりますので、あくまで参考として活用をいただくためのものです。

詳しくは東近江市 住宅課 電話 0748-24-5652
IP電話 050-5801-5652 へお問い合わせください。

耐震診断の流れ

【申込み】

- 〈受付窓口〉 東近江市都市整備部住宅課
- 〈申込書類〉
- ・ 木造住宅耐震診断実施申込書
 - ・ 誓約書（暴力団排除条例に関する書類）
 - ・ 建物の建築時期、延べ面積の分かる書類の写し
（固定資産課税明細書、建築確認済証、登記済証など）

申込期限
令和7年9月30日

【市職員による聞き取り・現地確認】

申請の窓口で、市職員が木造住宅について増築の有無などの聞き取りを行います。
その後、市職員が現地へ訪問し木造住宅の外観状況等を確認します。
（調査に必要なため、外観写真を撮影します。）

【決定通知】

事業の対象となる木造住宅であることを確認した後、木造住宅耐震診断決定通知書を交付します。（申込みから約1～2週間後）

【調査日の連絡】

現地調査の日時を調整するため、滋賀県木造住宅耐震診断員（以下、「診断員」という。）から申請者宛てに電話で連絡します。（申込みから約3週間後）

【調査・診断】

診断員が訪問し、耐震診断を実施します。

【補強案の作成（概算費用の算出）】

標準的な補強案を作成し、概算費用を算出します。

補強が必要な場合
（上部構造評点が0.7未満）

※補強計画は、あくまでも耐震診断の結果に基づき、最低限必要な補強箇所を機械的に計算して全国的な平均額で算出するものであり、経費は含みません。

※耐震改修を実施する場合、精密診断・補強設計が必要となるため、算出した概算費用から金額の増減が発生しますので、参考として活用いただくものです。

【診断・補強案の審査】

構造の専門家による判定会が開催され、診断員が作成した診断結果・補強案が審査されます。判定会で適正と認められた後、報告書を申込者へ送付します。

※判定会は1箇月に一度、一般財団法人滋賀県建築住宅センターで実施しています。

【報告書の説明】

診断員が訪問し、報告書を基に診断結果と補強案を説明します。

※申込みから報告書の説明までの期間は、審査状況により約3～4箇月かかります。

※耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合は耐震改修などの対策を検討してください。